スポーツ指導者養成派遣事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、スポーツ指導者の養成と資質の向上を目指し、国内で開催される講習会等に参加する者に対して、その必要な経費の一部を助成することにより、石狩市のスポーツ振興を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第２条　助成金交付を受けることができる者は、公益財団法人石狩市体育協会に加盟し、将来にわたりスポーツの指導者として期待できる者を対象とする。ただし、当該年度内に助成金の交付を受けた者は対象外とする。

（対象経費）

第３条　助成金の交付対象経費は、次のとおりとする。ただし、本人の資格取得料、登録料、認定料等は対象外とする。

（１）旅費

（２）参加負担金

（助成金交付の額）

第４条　助成金交付の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

（助成金交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、スポーツ指導者養成派遣事業助成金交付申請書（別記第１号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

（１）　開催要項等（目的、日時、場所、参加費用がわかるもの）

（２）　派遣対象事業の場合は、派遣決定通知書の写し

（助成金交付の決定）

第６条　会長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、予算の範囲内において交付すべき助成金の額の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容をスポーツ指導者養成派遣事業助成金交付決定等（却下）通知書（別記第２号様式）により申請者に通知するものとする。

２　会長は、前項の助成金の額の決定後、当該事業の遂行上必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

３　助成金の概算払を受けようとするときは、スポーツ指導者養成派遣事業助成金交付概算払申請書（別記第３号様式）を会長に提出しなければならない。

４　前項の規定による申請に基づき概算払いをすることを決定したときは、スポーツ指導者派遣事業助成金概算払決定通知書（別記第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　交付の決定を受けた者または概算払いを受けた者は、事業が完了次第速やかにスポーツ指導者養成派遣実績報告書（別記第５号様式）に関係書類を添え提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第８条　会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、スポーツ指導者養成派遣事業助成金額の確定通知書（別記第６号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第９条　会長は、前条の規定による助成金の額の確定後、スポーツ指導者養成派遣事業助成金請求書（別記第７号様式）による請求に基づき助成金を交付する。

（変更等の届出）

第１０条　助成金の交付の決定を受けた者が申請内容を変更し、または中止しようとするときには、あらかじめスポーツ指導者養成派遣事業変更等届（別記第８号様式）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の届出を受けた場合において必要があると認めたときは、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、またはその決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（助成金交付の取消し等）

第１１条　会長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認められるときは、その決定を取り消し、又は交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年６月１日から施行する。

この要綱は、平成２２年５月１日から施行する。

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この要綱は、平成２９年７月１４日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 交通費 | 出発地～用務地間の駅・バス停等を起点として算出〇鉄道賃・船賃・航空賃は現に支払った旅客運賃。〇車賃は公共交通機関による旅行が困難な場合のみ対象となり、旅行1㎞につき37円を上限とする。（1㎞未満の端数切捨て） |
| 宿泊費 | １泊につき上限6,000円　※食事代を除く |

片道15㎞以上（出発地と同一市町村内を除く。）の旅行に要する経費

用務地と同一の市町村又は片道15㎞未満の旅行に要する経費

|  |  |
| --- | --- |
| 交通費 | 対象外とする。 |
| 宿泊費 | １泊につき上限6,000円　※食事代を除く |

参加負担金（本人の資格取得料、登録料、認定料は除く）に会場費用（プレー代・リフト券代）が含まれる場合は、その費用額を除く。但し、会場費用額が明確でないときは参加負担金全額を対象外とする。